



流 福 審 第 2 号
平成30年10月4日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木 孝夫



流山市避難行動要支援者避難支援計画（災害時要援護者避難支援計画）の
改正について（答申）

平成30年8月8日付け流社第397号で諮問のあったこのことについて、
審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 自然災害が頻発するなか、高齢者・障害のある人・要介護認定を持つ人など、災害時の避難支援に配慮が必要な要支援者が増加しています。すべての市民が安心安全に暮らし続けられるように、流山市地域支え合い活動推進条例の趣旨を尊重し、下記事項を十分考慮の上、支え合いの体制を着実に構築してください。
 - 1). 災害時にも機能する地域包括ケアシステムの構築に向けて、普段からの孤立死防止や異変・急病の早期発見に向けた取組みが災害時の支援にもつながるよう、地域支え合い活動の更なる推進に取り組んでください。
 - 2). 支え合いの体制づくりは、市民や自治会・事業者・関係機関・行政等の多様な主体が世代や分野を超えて協働・連携することで進めてください。
 - 3). 「地域で課題解決したい」という主体的な取組みを支援し、その経験の蓄積により、地域コミュニティの持続力が高まるよう努めてください。
 - 4). 自治会や関係機関等が地域での活動を進める際、個人情報保護と活用の両立、地域の負担軽減、継続性のある活動につながるよう、情報共有や相談体制の構築に取り組んでください。
 - 5). 情報伝達に支障のある要支援者、自ら支援の意図を伝えられない人、地域との関わりを持っていない人について、実情把握や理解を進め、避難支援が地域で行われる体制づくりに努めてください。
- 2 本計画を円滑に推進し、その進捗状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じた見直しを行ってください。
- 3 パブリックコメント手続き等の市民参加の機会を重視し、可能な限り市民の意思を反映するように努めてください。